

身体拘束適正化検討委員会設置規程

事業所名 ラ・ルーチェ

(委員会の目的)

第1条 身体拘束適正化検討委員会は、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 身体拘束適正化委員会は総合運営委員会内に設けることとする。

(施設長の役割)

第3条 事業の責任者として、以下の役割を行うこととする。

- ①事業所における身体拘束の適正化に関する総括
- ②法人人権委員会で決定した身体拘束の適正化に関する事項の職員への周知徹底
- ③その他関係機関等との連絡調整

(虐待防止責任者の役割)

第4条 虐待防止のため、虐待防止責任者を設置する。

- 1 虐待防止責任者は施設長が任命するものとする。
- 2 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。

- ①虐待の相談や通報を受付けて関係者より聞き取りを実施する。
- ②虐待事例の事実確認と施設長への報告
- ③虐待発生について関係機関等への通報
- ④身体拘束を受けることになった確認

(委員会委員の選出)

第5条 委員は以下のとおりとする。

- ①委員長は、施設長とする。
- ②委員には、虐待防止責任者、岡田を加える。
- ③委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員を加えることができる。
- ④委員に、利用者の代表や保護者代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催を次のとおりとする。

- ①委員会は、6カ月に1回開催する。
- ②臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第7条 委員会は次のとおり実施する。

①社会福祉法人福角会 人権侵害防止に関する規程の「第3章身体拘束廃止に向けた取り組みについて」を職員に周知するとともに、職員が利用者に対し緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、委員会を開催し社会福祉法人福角会 人権侵害防止に関する規程の「第4章身体拘束等の行動制限」に基づき身体拘束の内容を検討する。

- ・事前又はできる限り速やかに家族等に連絡・説明し同意を得る。(様式2)
- ・事前又はできる限り速やかに、以下の点を検討する。
 - *身体拘束等を誘発する原因の究明及び除去
 - *他の保育・支援方法
 - *必要最小限の方法
 - *理由
 - *時間、期間
 - *実施方法の適正、安全性
 - *経過確認の頻度、方法
- ・「身体拘束等の行動制限」を行う場合は以下の方法による。
 - *紐、帶、拘束着等の用具を使って行う際は、利用児・者又は他の利用児・者の身体、生命を保護するよう配慮されたものを使用する。
 - *実施は安全性を検証された方法で行う。
 - *原因となる症状や状況において必要最小限の方法で行う。
- ・「身体拘束等の行動制限」を解除した後も、再アセスメントを行い、身体拘束等の行動制限を行わなくてよい保育・支援方法を検討する。

②委員会で検討し緊急やむを得ないと判断した場合は、個別支援計画書への記載、および「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書(様式2)」により利用者本人、保護者へ説明し同意を得るよう職員に指示する。

③身体拘束を行った場合は、ケース記録の記載を職員に指示する記録のこととし、内容は以下の項目として、必要があれば開示できるよう保存する。

- ・症状、状況
- ・身体拘束等の行動制限をせざるを得ない理由
- ・身体拘束等の行動制限の方法、日時、期間、対応者、場所
- ・施設長への連絡時刻、家族への連絡時刻
- ・身体拘束についての検討会議の内容

- ④身体拘束が長期化しないよう必要とされる職員を適時招集してカンファレンスを開催し、身体拘束廃止の検討を行い、その内容を記録することとし、「身体拘束等の行動制限」が必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する。
- ⑤身体拘束適正化に係る研修に積極的に参加する。
- ⑥身体拘束適正化に係る研修を年1回以上行うこととする。
- ⑦その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第8条 委員会は次の責務を担う。

- ①委員会は、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、身体拘束のない事業所環境づくりを目指さなければならない。
- ②委員は、日頃より関係法令及び障害者、高齢者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
- ③委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束及び身体拘束につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- ④委員会は、法人人権委員会やその他の各委員会とも連携をとる。

(その他)

第9条 その他は「社会福祉法人福角会 人権侵害防止に関する規程」のとおり運用する。

(附則)

本規程は令和4年4月1日から施行する。